

2021年度 大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム実施要領

明治大学大学院では、大学院博士後期課程に在籍する者が、海外の研究機関において、同研究機関に所属する研究者と共同して研究に従事することを奨励するため、2019年度より「**大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム**」を開始しました。

このプログラムは、「日本学術振興会 若手研究者海外挑戦プログラム」への応募を奨励するものでもあります。

1 目的・趣旨

研究の高度化、グローバル化が著しい現在において、大学院生が、海外の有力研究機関において先端研究者と共同して研究に従事することは、当該研究分野の国際的な動向に触れ、高度な研究技能を習得する機会となり、大学院教育・研究の発展のために重要な意義を持っている。こうした豊かな経験により、大学院生を国際的に活躍できる優秀な人材として育成することで、アカデミックポスト獲得に向けた競争力の飛躍的な増大につながることになる。また、本学にとっても、海外研究機関との関係が強化されることにより、国際共同研究が促進される効果が期待できる。

以上のことにより、博士後期課程に在籍する大学院生が、海外の研究機関において海外研究者との共同研究に取り組むことを奨励するため、「**大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム**」を実施し、大学院生の海外渡航を支援する。

なお、このプログラムは、本大学の卒業生である渡邊建三氏及び渡邊容子氏から寄せられた指定寄付金をもって設定された「明治大学大学院教育研究振興資金」により運営されている。

2 申請資格

以下のすべての条件を満たしていること。

ただし、令和3年度（2021年度）日本学術振興会「若手研究者海外挑戦プログラム」に採用内定となった場合には、本プログラムには採用しない。

- (1) 2021年4月1日現在、明治大学大学院博士後期課程に在籍する者
※本プログラム申請時においては、2021年4月に明治大学大学院博士後期課程に進学予定の者も応募資格を有するものとする。

ただし、本プログラムに採用内定した場合でも、2021年4月に明治大学大学院博士後期課程に進学しなかった場合には採用を取り消す。
※2021年度中に退学、休学、除籍及び明治大学大学院学則に基づく懲戒処分を受けた場合には、採用を取り消すと同時に、すでに本プログラムによる助成を受けている場合には、助成額の全額もしくは一部の返還を求める場合がある。

(2) 本学が指定する研究倫理教育 (eAPRIN (旧 CITI Japan プログラム)) を受講・修了していること。

3 対象とする共同研究の期間

2021年度中の1か月程度から1年以内(年度を跨いでの研究は、原則として認めない。また、2022年度の日本学術振興会の若手研究者海外挑戦プログラムへの応募を検討している者は、研究期間が3か月を超えないように注意すること。)

※助成を受けるために必要な書類は、2022年2月末日までに大学院事務室に提出すること。(研究期間によっては、応相談。)

4 共同研究先機関

海外の大学等研究機関

ただし、以下の機関等は共同研究先機関として認められない。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

5 助成額

往復航空賃(エコノミークラス)・滞在費(宿泊費:住居費・水光熱費)・現地移動交通費・研究活動費(共同研究先機関の請求に基づくもの)を支援対象経費とし、100万円を上限として、実費を助成〔事後清算〕する。

※内容によっては、助成できないものもあるため、詳細は要相談。

6 採用予定数

3件程度

7 申請手続き

以下の書類を提出すること。なお、申請は1人1件とする。

(1) 申請書類

- ① 大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム申請書(所定様式)
 - ・書式を改変しないこと。文字のフォント・ポイント及び行間についての指定はないが、読みやすいよう配慮すること。
- ② 申請者に関する評価書(書式任意・参考フォーマットあり)
 - ・評価者は、指導教員(「海外における受入研究者」も含めて良い)等、本人の研究内容に精通している研究者(1名)とする。

※なお、日本学術振興会「若手研究者海外挑戦プログラム」に申請した者は、当該書類をもって応募書類に準用することができるものとする。

(2) 書類提出先

以下のいずれかの事務室に申請書類を提出すること。

【駿河台キャンパス】大学院事務室

【和泉キャンパス】大学院事務室

【生田キャンパス】理工学部事務室，農学部事務室

【中野キャンパス】中野教務事務室(先端数理科学研究科，国際日本学研究科)

8 申請期限

2021年2月12日(金) 16時00分

9 選考方法

本大学院に設置する選考委員会による書面審査により採用者を決定する。

10 審査結果通知

2021年3月上旬頃(予定)

11 採用された場合の義務

- (1) 研究計画に基づき、研究に専念すること。

採用決定後は、受入研究者による受入承諾書を速やかに提出すること。

※受入承諾書の作成・提出が、3月中旬であることについて、あらかじめ先方をお願いしておくことを勧めます。

なお、研究計画、海外における受入研究機関・受入研究者、研究従事期間について、研究遂行上のやむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、理由等を明示したうえで、速やかに本大学院の承認を受けること。

- (2) 研究期間終了後1か月以内に報告書(所定様式)を提出すること。
なお、正当な理由なく報告書が提出されない場合には、助成額の全額もしくは一部の返還を求める場合がある。
- (3) **必ず各自で海外旅行保険に加入すること。**(本プログラム実施中に生じた傷害、疾病等の事故に関して、大学は責任を負わない。)

12 その他

- (1) 2021年度明治大学助手に任用された者が、本プログラムに採択され、この実施のために助手の教育補助業務に従事することができない場合でも、「明治大学教員任用規程」第15条第7項に従い、学部教授会等の承認を経て、海外に行くことができる。**(助手に応募する者は、大学院事務室に申し出ること。)**
- (2) 採択されたプログラム上のタイトル・概要等については、明治大学大学院のホームページに掲載する予定である。ただし、個人情報や機密性のある研究成果等については掲載しない。
- (3) 本プログラムに採用された者は、本大学院が開催する報告会等に積極的に協力すること。

以 上

【本件問い合わせ先】

明治大学大学院事務室 (駿河台キャンパス) 馬場・横内

TEL : 03-3296-4527

Mail: dai_in@mics.meiji.ac.jp